

公民館のコミュニティセンター化に関連する事項

1 条例及び規則に規定されている事項

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
① 設置目的	<p>社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 20 条の目的を達成するため、法第 24 条の規定に基づき浜田市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p> <p>※社会教育法第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、周南市市民センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>坂井市まちづくり基本条例の理念に基づく市民と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するとともに、市民の地域づくり活動及び社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、また、市民相互の交流を促進する場として坂井市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（位置づけ） センターは、社会教育法第 21 条に基づく施設とみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的等の整理 <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある地域社会の実現 ・協働のまちづくりの推進 <p>公民館が果たす機能・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体のまちづくりの支援 ・社会教育・生涯学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法に基づく公民館の位置づけ 	<p>（地域によって現状や課題が異なることを共有する必要がある） （一つの条例で定める以上、同じスタートラインにつく必要がある）</p>
② 名称等	<p>名称 公民館 施設数 26 館（分館 9 館）</p>	<p>名称 市民センター 施設数 36 館</p>	<p>名称 コミュニティセンター 施設数 23 館（分館 3 館）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公民館」が法定ではないか ・コミュニティセンターの名称には違和感がある
③ 管理	<p>公民館の管理は、教育委員会が行う。</p>	<p>（規定なし）※市長部局が管理</p>	<p>（規定なし）※市長部局が管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局が所管する場合の教育委員会の関わりや連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・共育の理念を大事にするため、2 枚看板（市長部局と教育委員会）両方あってよい ・学校との関わりをスムーズにできる体制をなくさないこと ・教育委員会と市長部局の関わり方を明確にする
④ 業務（事業）	<p>公民館は、法第 20 条の目的達成のために、おおむね次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定期講座を開設すること。 (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 	<p>センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域づくりの支援に関する事業 (2) 生涯学習の推進に関する事業 (3) 各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 	<p>センターは、次に掲げる事業等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 協働のまちづくりを推進し、市民が行う自主的な地域づくり活動を支援する事業 (2) 社会教育法第 22 条に規定する事業 (3) 市民の交流を促進し、コミュニティの形成に資する事業 (4) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業 (5) その他市長が必要と認める事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの支援に関する事業の内容 →地域の状況に応じた支援（まちづくりを行う上での課題の整理） ・社会教育、生涯学習の推進に関する事業の内容 →基本的には現在の事業がベース 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを行う上での課題 →担い手・人材不足 子育て関係機関、観光や産業等関係部との連携 ・「支援」の内容を具体的に示す必要がある ・公民館の事業の基本を残す ・コミュニティセンターは何をする施設かを明確にする ・公民館は「支援」ではなく本体そのものになっている館もある <p>（まちづくり委員会の位置づけを明確にして存続させること）</p>

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等																												
⑤ 職員	<ul style="list-style-type: none"> 館長 主事 その他の職員 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 主事 その他の職員 ただし、指定管理者が管理を行うセンターについては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンター長（以下「センター長」） その他必要な職員（以下「センター職員」） 	<ul style="list-style-type: none"> 館長のフルタイム化及びそれに伴う人材確保 配置人員の考え方 連携主事の役割及び人材確保 	<ul style="list-style-type: none"> 館長・主事ともに地元選出が望ましいが、地域外採用も検討が必要 主事の増員が必要 パート主事の廃止 連携主事は、行政的なことや地域のことを総合的に判断できる人がよい＝市職員がよい 																												
⑥ 職務	館長は、公民館の行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。 主事その他の職員は、館長の命を受け館務に従事する。	(規定なし)	センター長は、上記事業を達成するため、市長の命を受けて、事務を掌握し、センター職員を指揮監督する。 センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの支援に係る土日及び夜間等の勤務への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 深夜勤務の対応 若年層の参画を促すには土日や夜間等の対応は必要 →勤務条件の整理 超勤、祝日手当の導入 																												
⑦ 開館時間及び休館日	開館時間 ・ 9：00～21：00 （浜田：日曜日は、17：00まで） 休館日（共通） ・ 祝日 ・ 12月29日～1月3日 休館日（自治区別） ・ 浜田：第1・3日曜日 ・ 三隅：日曜日（三隅公民館の体育館を除く） ・ 他：土曜日及び日曜日	使用時間 ・ 8：30～22：00 休館日 ・ 12月29日～1月3日	使用時間 ・ 8：30～21：30（準備・片付け時間を含む） 休館日 ・ 祝日 ・ 12月29日～1月3日 ・ 第3日曜日	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間と休館日の整理 ※配置人員とも関連 	<ul style="list-style-type: none"> 休館や鍵対応がバラバラ →可能な限り統一すべき コミセンの場合は、当然、土日夜間の業務が多くなる →各館の裁量で対応できるように 																												
⑧ 使用料	使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。 使用料規定のある公民館 ・ 美又公民館 ・ 久佐公民館 ・ 小国公民館 ・ 波佐公民館 ・ 三隅公民館（体育館のみ） ※部屋ごとに使用料の額を設定している。 ※全館、使用料とは別に「実費弁償」として冷暖房費等の実費を徴収している。	使用者は、別表に定める使用料の合計金額を前納しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が使用するとき、又は市長が認めるときは、後納することができる。 (主な使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>150円</td> <td>230円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上</td> <td>640円</td> <td>930円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>550円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> ※別に冷暖房費や附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。	施設	午前	午後	夜間	50㎡未満	150円	230円	230円	50㎡以上	640円	930円	930円	調理実習室	550円	800円	800円	市長は、施設の使用を許可する場合において、別表に定める使用料を徴収するものとする。 (使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上100㎡未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上200㎡未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上300㎡未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> ※別に附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。	区分	1時間当たり	50㎡未満	100円	50㎡以上100㎡未満	200円	100㎡以上200㎡未満	300円	200㎡以上300㎡未満	500円	300㎡以上	900円	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の取り扱いの統一化 金額設定 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の統一を検討すべき
施設	午前	午後	夜間																														
50㎡未満	150円	230円	230円																														
50㎡以上	640円	930円	930円																														
調理実習室	550円	800円	800円																														
区分	1時間当たり																																
50㎡未満	100円																																
50㎡以上100㎡未満	200円																																
100㎡以上200㎡未満	300円																																
200㎡以上300㎡未満	500円																																
300㎡以上	900円																																

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
⑨ 使用料の減免	<p>教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>[免除]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・設置目的に沿って市内の公共的団体が使用 ・保育所や学校等が保育や教育目的で使用 <p>[5割減免] 市以外の官公庁や大学等 [3割減免] 市又は教育委員会の後援</p>	<p>[免除]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・市内の幼児、小中学生で組織される団体の使用 <p>[5割減免]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会の後援行事 ・公益上必要と認める場合（5割以下の減免） 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免規定が曖昧 ・減免は必要
⑩ 使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第23条に定められた行為又は集会 (2) 社会教育上不適当と認められる催し又は集会 (3) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがある催し又は集会 (4) 暴力団等の利益になると認められる催し又は集会 (5) その他公民館の管理運営上支障があると認められる催し又は集会 <p>※社会教育法第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき (2) センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき (2) 危険物を使用するもので、火災、事故等発生のおそれがあると認められるとき (3) 施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき (4) 集团的又は常習的に暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき (5) 入場料の徴収及び物品の販売又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。ただし、市長が認める場合には、この限りでない (6) その他施設等の管理に支障があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用制限（許可条件）の緩和 ・物品の販売を含む営利事業（営利の定義づけ） ・政治的、宗教的な利用 ・飲酒の取り扱い ・関係団体への事務スペースの提供 <p>※社会教育法に基づく公民館とする場合、法第23条の禁止行為について整理が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料と合わせて対応する

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
⑪ 運営推進委員	社会教育法第 22 条に規定する事業を円滑に推進していくために、各地区の公民館に公民館運営推進委員を置くことができる。 委員は 20 人以内とする。	連絡会議を設けて地域の意向を運営に反映 (地区ごとに自由な組織形態)	センターにコミュニティセンター運営協議会を置くことができる。 センター事業の企画運営について協議する。 (構成員) ・まちづくり協議会 ・地区区長会（連合自治会・自治会長会） ・社会教育関係者 ・学校教育関係者 など	・公民館運営推進委員の役割整理	・運営推進委員の位置づけ ・会議の開催は必要 ・(社会教育とまちづくりの) 両方の面倒を見ることができる人がよいが、人選が難しい ・まちづくりの役員体制の中での位置づけが必要 ・地区内での組織体制の整理統合が必要 ・運営推進委員はまちづくりと統合
⑫ 運営方式	直営	センターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせることができる。	直営 ※指定管理等は検討課題	・将来的な委託を目指す検討体制（後述の評価検証組織とも関連） 今後の研究課題 ・委託方式 ・委託先	・直営がよい (2) ・まずは直営 →準備を整えば指定管理 ・運営方式は時間をかけて検討

2 条例及び規則に規定されていない事項

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
① 社会教育の推進体制	・教育委員会生涯学習課が所管 ・県の派遣社会教育主事を配置 (2 名) ・公民館主事の社会教育主事の資格取得を支援	・教育委員会生涯学習課が所管 ・主事に対して生涯学習主事を併任 ・センター主事の社会教育主事講習の年 1 名受講	・連絡等にあたるセンター (旧市町に 1 か所：計 4 か所) に「社会教育指導員」を配置し、社会教育や地域づくりに関する指導・助言を行う。 ・補助執行により市長部局の職員がコミュニティセンターにおける社会教育を担当 (H30 視察時)	・社会教育を (市長部局で) 推進していく体制づくり (例) ・市長部局が所管する場合の教育委員会の関わり・連携 [再掲] ・県の派遣社会教育主事の市長部局への配置 ・社会教育委員 (の会) との連携	・社会教育主事等の資格取得に向けた有効策の検討 ・市長部局での社会教育の推進は難しいのでは ・公民館に関わる研修は必要 ・まちづくりに関わる研修は大事 →これまでのまちづくり委員会の研修は？
② 公民館の調整機能連絡体制	各館 公民館運営推進委員会 自治区 公民館連絡会 全市 公民館連絡協議会	各館 連絡会議 (任意形態) 全市 所長会 (年 1~2 回) 主事会 (年 5 回)	各館 センター運営協議会 旧市町 センター地区連絡会 全市 センター連絡協議会	・現在の連絡体制 ・新しい公民館を評価検証し、サポートする全市組織	
③ 公民館職員の育成	・各種研修会 (県西部社会教育研修センター主催、市主催など) への参加 ・社会教育主事の資格取得を支援 [再掲]	・センター主事の社会教育主事講習の年 1 名受講 [再掲] ・地域づくり推進課主催の地域づくり研修の実施 (基礎講座、ファシリテーター研修、プランニング研修など)	・教育委員会は、県公民館連合会に加盟し、センター職員に対して研修・情報交換の機会を提供	・公民館職員の育成方法 (例) ・社会教育主事及び社会教育士の取得を支援する制度の整備 ・まちづくりに関する研修会への計画的参加	・公民館職員の育成は大事 ・社会教育主事の有資格者の全国公募の検討
④ 保険加入	公民館保険に市が加入	公民館保険に市が加入	公民館保険に市が加入	・保険加入	・公民館保険 (または同程度の保険) の継続